コロナ_3

★令和5年度　新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金実施計画

（単位：千円）

| | | |

No.	国の予算年度	補助・単独	コロナ禍において原油価格・物価高騰等に直面する生活者や事業者に対する支援	低所得世帯支援枠を活用する事業	交付対象事業の名称	所管	交付金の区分		コロナ感染症への対応として必要な事業	経済対策との関係	対象経費に臨時交付金を充当していない	種類	⑨を選択した場合、より効果があると考える理由	A	B							C	D	事業の概要(①②③④を必ずそれぞれの項目毎に明記) ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	検査促進枠の地方負担分に充当	特定事業者等支援	個人を対象とした給付金等	基金	事業始期	事業終期	成果目標(可能な限り定量的指標を設定)	地域住民への周知方法(HP, 広報紙など)	参考資料	備考① (地方単独事業に関連している国庫補助事業がある場合、その国庫補助事業名と所管省庁名)	予算区分
							通常交付金	重点交付金						総事業費	交付対象経費	B 1 国の令和4年度予算分(交付限度額①、②、③)	B 2 国の令和4年度予算分(交付限度額④)	B 3 国の令和4年度予算分(交付限度額⑤)	B 3' 国の令和4年度予算分(交付限度額⑥)	B 4 国の令和4年度予算分(交付限度額⑦、⑧)	B 4' 国の令和4年度予算分(交付限度額⑨、⑩)	国庫補助額	その他 (一般財源や補助対象外経費等)												
10	R4	単	○	－	事業者等原油価格・物価高騰対策事業		－	○	○	④-Ⅲ. 新たな価格体系への適応の円滑化に向けた中小企業対策等	○	⑦中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援		72,491	70,680				70,680				1,811	①コロナ禍における原油価格や物価高騰などの影響を受けた市内事業者に対し、給付金を支給することで、経済活動の維持を図る。 ②交付金 ③個人事業者　@30,000円×850件＝　25,500,000円 法人事業者　@60,000円×753件＝　45,180,000円 郵送料　@(94円+84円)×1720件＝　306,160円 印刷・封入委託@70円×2,000件×1.1＝　154,000円 封筒作成費　@11.8円×2,000枚×1.1＝　25,960円 @13.5円×2,000枚×1.1＝　29,700円 人件費(事務補助) 報酬　@153,602円×6月＝　921,612円 手当等　372,599円 ④事業者	－	－	－	－	R5.6	R6.3	補助金支給率:80%以上	・市公式HPへの掲載 ・市広報紙への掲載	臨時交付金事業概要書.pdf		R5補正(地)
11	R4	単	○	－	農業者等原油価格・物価高騰対策事業		－	○	○	④-Ⅲ. 新たな価格体系への適応の円滑化に向けた中小企業対策等	○	⑥農林水産業における物価高騰対策支援		4,798	4,740				4,740				58	①コロナ禍における原油価格や物価高騰などの影響を受けた市内農業者に対し、給付金を支給することで、経済活動の維持を図る。 ②交付金 ③個人事業者　@30,000円×134件＝　4,020,000円 法人事業者　@60,000円×12件＝　720,000円 通信運搬費　@94円×170件＝　15,980円 84円×500件＝　42,000円 ④農業従事者	－	－	－	－	R5.6	R6.3	補助金支給率:80%以上	・市公式HPへの掲載 ・市広報紙への掲載	臨時交付金事業概要書.pdf		R5補正(地)
12	R4	単	○	－	地域交通支援事業		－	○	○	④-Ⅲ. 新たな価格体系への適応の円滑化に向けた中小企業対策等	○	⑧地域公共交通や地域観光業等に対する支援		26,300	26,300				26,300				－	①地域公共交通を担う交通事業者への支援を通じ、コロナ禍における原油価格・物価高騰等及び新型コロナウイルス感染症による経済的影響を軽減し、地域公共交通の安定運行及び市民の移動の手段の維持を図る。 ②補助金 ③路線バス事業者@1,000,000円/1系統当たり　8,000,000円 貸切バス事業者@1,000,000円/1事業者当たり　4,000,000円 タクシー事業者@100,000円/1台当たり　4,300,000円 鉄道事業者　@10,000,000円/1事業者当たり10,000,000円 ④交通事業者	－	－	－	－	R5.6	R6.3	補助金支給率:100%	・市公式HPへの掲載 ・市内交通事業者への通知	臨時交付金事業概要書.pdf		R5補正(地)
13	R4	単	○	－	学校給食費負担軽減事業(通常分)		○	－	○	④-Ⅳ. コロナ禍において物価高騰等に直面する生活困窮者等への支援	○	－		4,610	4,610	4,610								①コロナ禍における物価高騰などの影響を受けている小中学生の保護者の経済的負担の軽減を目的に、給食費を10月から3月まで無償化する。 ②給食費負担金の歳入減少への充当 ③10～2月分(小学生)@4,320円×3,019人×5月＝65,210,400円 (中学生)@4,731円×1,827人×5月＝43,217,685円 3月分　(小学生)@4,320円×3,019人×1月＝13,042,080円 (中学生)@4,731円×1,827人×1月＝ 5,804,937円	－	－	－	－	R5.10	R6.3	保護者への事業周知率:100%	・市公式HPへの掲載 ・各月の「給食だより」への掲載 ・メール配信	臨時交付金事業概要書.pdf		R5補正(地)